

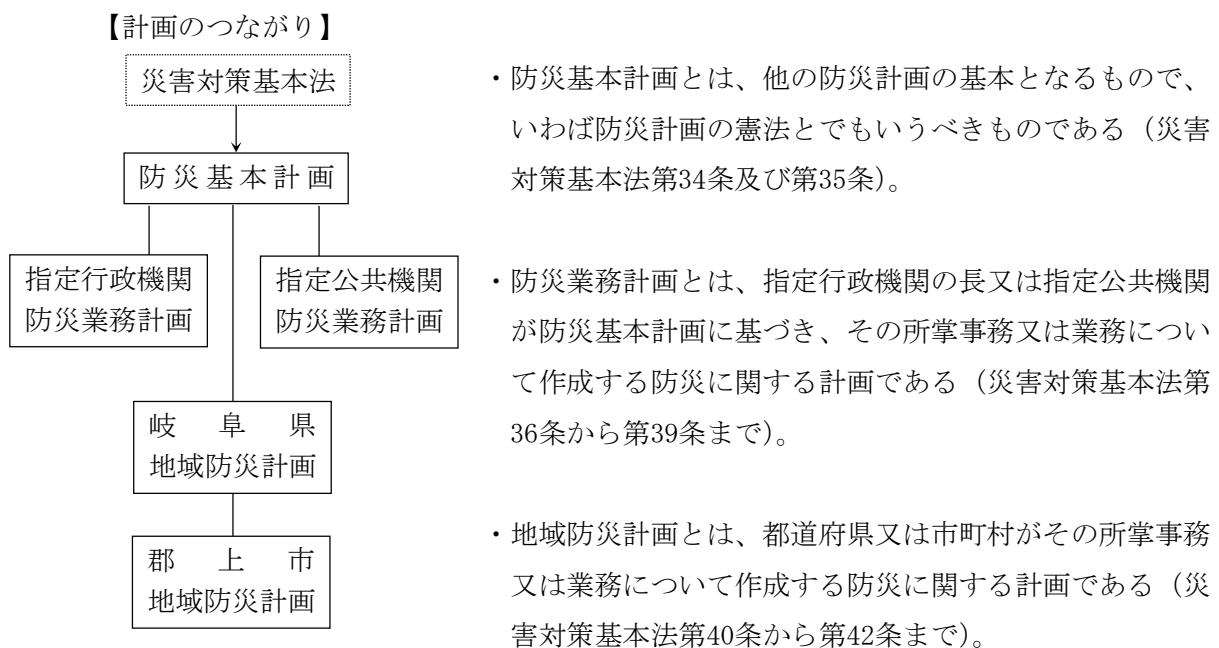
・第 1 編

総 則

第1節 郡上市地域防災計画の目的及び構成

1 計画の目的

この郡上市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、郡上市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。



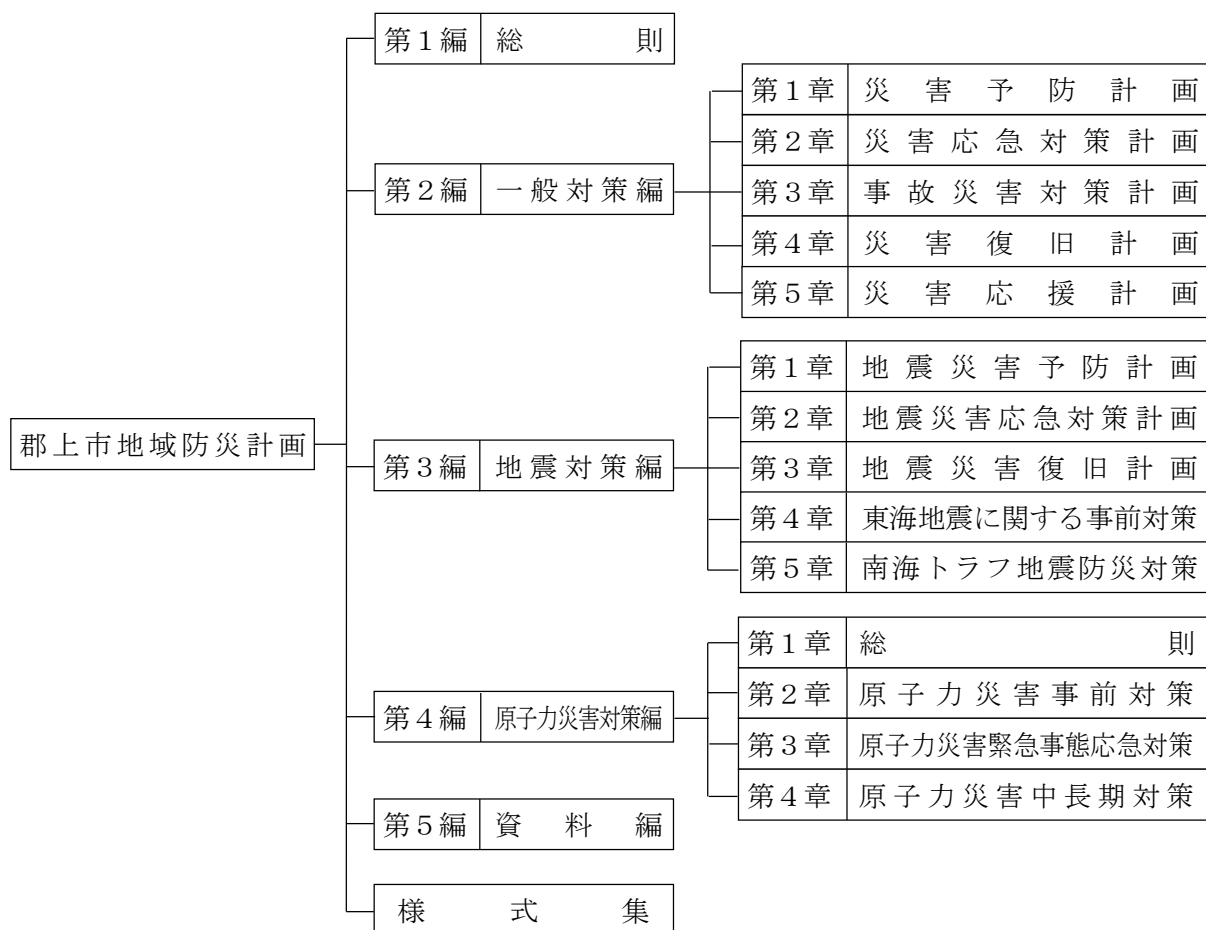
2 計画策定の前提

この計画は、郡上市の過去における災害履歴、自然条件、社会条件等を踏まえ、本市における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定に当たっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般対策編、第3編を地震対策編、第4編を原子力災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに一般対策編に事故災害対策計画を第3章として掲載するほか、地震対策編に東海地震に関する事前対策を第4章、南海トラフ地震防災対策を第5章として掲載した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げ、巻末に様式集とし本文中の様式をまとめて掲載した。



4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、岐阜県の防災方針、郡上市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

5 岐阜県地域防災計画との関係

この計画は、岐阜県地域防災計画を基準として作成し、共通する施策については、県の計画を準用するものとする。

6 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

7 計画の運用・習熟

市は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

8 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- ・ 市本部とは、郡上市災害対策本部をいう。
- ・ 市支部とは、郡上市災害対策支部をいう。

- ・ 市警戒本部とは、郡上市災害警戒本部をいう。
- ・ 市警戒支部とは、郡上市災害警戒支部をいう。
- ・ 現地本部とは、郡上市現地災害対策本部をいう。
- ・ 市計画とは、郡上市地域防災計画をいう。
- ・ 市本部長とは、郡上市災害対策本部長をいう。
- ・ 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- ・ 県支部とは、岐阜県災害対策本部中濃支部をいう。
- ・ 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- ・ 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。

第2節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

1 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行うものとする。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

(6) 市民

大規模災害発生の場合、関係機関の活動が遅延したり阻害されたりすることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとする。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
郡 上 市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郡上市防災会議に関する事務 ・ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ・ 災害による被害の調査、報告と情報の収集等 ・ 災害の防除と拡大防止 ・ 救助、防疫等災者の救助、保護 ・ 災害復旧資材の確保と物価の安定 ・ 被災産業に対する融資等の対策

① 第2節 防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市立施設の応急対策 ・災害時における文教対策 ・災害対策要員の動員、雇上 ・災害時における交通、輸送の確保 ・被災施設の復旧 ・市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 ・その他応急対策
--	--

(2) 県

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
岐 阜 県	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県防災会議に関する事務 ・防災に関する施設、組織の整備と訓練 ・災害による被害の調査報告と情報の収集等 ・災害の防除と拡大の防止 ・救助、防疫等災者の救助保護 ・災害復旧資材の確保と物価の安定 ・被災産業に対する融資等の対策 ・被災県営施設の応急対策 ・災害時における文教対策 ・災害時における公安の維持 ・災害対策要員の動員、雇上 ・災害時における交通、輸送の確保 ・災害時における防災行政無線通信の防護と統制 ・被災施設の復旧 ・市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等
郡 上 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報並びに避難の指示及び誘導 ・警察通信の運用 ・災害時における住民の生命、身体及び財産の保護 ・災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 海 農 政 局 岐 阜 支 局	<ul style="list-style-type: none"> ・農地保全整備事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進 ・農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 ・被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導 ・被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導 ・農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導 ・直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置 ・農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 ・被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導 ・被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握

	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
中部森林管理局 岐阜森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・治山事業の充実 ・保安林の整備とその適正な管理 ・森林施業に当たり防災措置の考慮 ・山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策 ・国有林野等から林産物の流出防止とその対策 ・国有林野の火災防止対策 ・災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣 ・災害応急又は災害復旧資材の貸付 ・災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給
岐阜地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
中部地方整備局 （岐阜国道事務所 ・木曾川上流河川事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、道路施設等の管理 ・水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策 ・道路交通の確保及び道路施設の応急復旧 ・河川管理施設等の応急復旧 ・災害復旧工事の施工
東海財務局 岐阜財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木等被災施設の査定の立会 ・地方公共団体に対する災害融資 ・災害時における金融機関等の緊急措置の指示 ・国有財産の無償貸付等 ・県内未利用地の情報提供、有効活用
東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 ・災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ・被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ・各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導 ・非常通信協議会の運営 ・通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
中部運輸局 岐阜運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における輸送の実態調査 ・災害時における自動車輸送事業者に対する輸送命令 ・災害時における自動車の応援手配 ・災害による不通区間における回輸送及び代替輸送等の指導 ・災害時における関係機関との連絡調整
中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ・災害時における廃棄物に関すること

(4) 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第35普通科連隊第3科 航空自衛隊岐阜基地企画部及び小牧基地防衛部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係資料の基礎的調査 ・ 災害派遣計画の作成 ・ 初動重視の災害派遣態勢の確立 ・ 部隊等の災害派遣の実施 ・ 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等

(5) 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本電信電話(株)(岐阜支店) 株N T T ドコモ東海(岐阜支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信施設の耐震化等整備と防災管理 ・ 災害時における緊急通話の取扱い及び気象予警報の伝達 ・ 電気通信の確保 ・ 電気通信施設の災害復旧
日 本 赤 十 字 社(岐阜県支部 郡上地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、助産その他の救助 ・ 輸血用血液の確保、供給 ・ 赤十字奉仕団の指導 ・ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ・ 義援金品の募集及び配分
日 本 放 送 協 会(岐阜放送局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送施設の耐震化等整備と防災管理 ・ 気象予警報等の報道 ・ 地震予知情報等の報道 ・ 居住者等が防災行動をとるために必要な情報の提供 ・ 災害応急対策の実施状況等の報道
中日本高速道路(株)(岐阜保全・高山保全・サービスセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中日本高速道路(株)施設の整備及び防災管理 ・ 道路交通の確保 ・ 被災施設の災害復旧
日 本 通 運 (株)(岐阜支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送車両借上げに対しての配車 ・ 自動車による救助物資等及び避難者の輸送の協力
中 部 電 力 (株)(郡上八幡サービスステーション) 北 陸 電 力 (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力施設の耐震化等整備と防災管理 ・ 電力供給の確保 ・ 電力緊急融通措置 ・ 電力施設の災害復旧
日 本 郵 政 (株)東 海 支 社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における郵政業務の確保及び非常取扱い ・ 郵便はがき等の無償交付、小包郵便物の料金免除等の優遇措置 ・ 被災者、救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 ・ 簡易保険郵便年金福祉事業団による災害医療派遣 ・ 地方公共団体に対する災害融資

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の整備 ・ 電気通信施設及び電力施設の整備

鉄道事業者 (長良川鉄道㈱)	<ul style="list-style-type: none"> ・列車の運転規制に係る措置 ・う回輸送等輸送に係る措置 ・列車の運行状況等の広報 ・鉄道施設等の応急復旧 ・鉄道施設等の災害復旧 ・災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力
一般自動車 運送事業者 (白鳥交通㈱、八幡 観光㈱)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送車両借上げに対しての配車 ・自動車による救助物資等及び避難者の輸送の協力
岐阜放送その他民間 放送各社、岐阜新 聞・中日新聞その他 新聞社及び通信社	<ul style="list-style-type: none"> ・日本放送協会に準ずる。
一般社団法人岐阜県 トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全輸送の確保 ・災害対策人員、輸送の確保 ・被災地の交通の確保
一般社団法人岐阜県 L P ガス協会及び一 般ガス導管事業者 (市内事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の整備及び防災管理 ・災害時のガス供給 ・被災施設の調査及び災害復旧
一般社団法人郡上建 設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅の応急修理 ・被災者の救出支援 ・道路、河川、その他の施設の応急復旧 ・緊急輸送道路の確保のための措置
公益社団法人岐阜県 看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師派遣の協力
社会福祉法人岐阜県 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援活動の推進 ・ボランティア活動の推進 ・災害ボランティアセンターの設置及び運営 ・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 ・義援金品の配分
郡上市医師会 岐阜県病院協会 郡上歯科医師会 郡上薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療及び助産活動の協力 ・防疫その他保健衛生活動の協力 ・医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

(7) その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
めぐみの農業協同組合 郡上森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 ・農産物、林産物等の災害応急対策についての指導 ・被災農林家に対する融資又はそのあっせん ・農林共同利用施設の被害応急対策及び復旧 ・飼料、肥料等の確保又はあっせん

病院等医療施設の 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備及び避難訓練の実施 ・災害時における病人等の収容及び保護 ・災害時における被災負傷者の治療及び助産
郡上市社会福祉協 議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 ・ボランティア活動の推進 ・義援金品の配分
社会福祉施設管理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備と避難等の訓練 ・被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
商 工 会	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 ・災害時における物価安定についての協力 ・救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
金 融 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
危険物、高圧ガス等 取 扱 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物、高圧ガス等の保安及び防火管理 ・L P ガス等の供給確保

(8) 地域住民の自主防災組織

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 主 防 災 組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の整備 ・防災資機材の整備 ・防災思想・防災知識の普及 ・各種防災訓練への参加 ・地震予知情報等の伝達 ・組織的初期消火 ・負傷者等の救出救護 ・組織的避難 ・給食給水活動 ・その他の相互扶助

3 市民等の基本的責務

(1) 市民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけ、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるとともに、災害の発生時には、自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市、国、県、その他防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災の寄与に努めなければならない。

(2) 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するた

めの事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事務所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検及び見直し等を実施するなど事業継続のための取り組みを通して防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第3節 郡上市の地勢と災害の概要

本節では、郡上市のもつ地域としての災害特性や防災上の特性を把握するため、「自然的条件」、「社会的条件」の二つの角度からそのあらましを示した。

1 自然的条件

(1) 位置

郡上市は、岐阜県のほぼ中央部に位置し、東部は下呂市に接し、北部は高山市に、西部は関市、福井県大野市に、南部は美濃市、関市に隣接している。

面積は、1,030.75km²であり、岐阜県の面積の約10%を占めている。



(2) 地勢

本市の総面積の約90%は山林である。しかも、標高差が大きいため、そのほとんどは急峻な山岳地帯あるいは高原となっている。

また、長良川をはじめとして吉田川、和良川、石徹白川などの河川が数多くあり、流域には河岸段丘が形成され、集落や耕地が開けている。

(3) 地質

日本列島は[※]フォッサマグナの西縁、糸魚川—静岡構造線によって、東北日本と西南日本とにわけられ、さらに中央構造線によって、西南日本内帯と西南日本外帯とにわけられる。

岐阜県は、西南日本内帯の最東端に位置する。この西南日本内帯は、北から飛騨帯、飛騨外縁帯、美濃帯、^{りょうげ}領家帯にわけられる。郡上市は美濃帯に属する。美濃帯は砂岩、頁岩、^{けつがん}チャート、石灰岩、凝灰岩などでできており、これらの基盤の上を流紋岩や安山岩がおおっている。(※フォッサマグナ=「大きな裂け目」という意味)

(4) 気 象

岐阜県は、美濃地方が、東海地方及び瀬戸内海から北九州と同様、温かな型で、いわゆる太平洋式気候をあらわすのに対し、飛騨地方は東北北部から、北海道の渡島半島にかけての気候に匹敵するといわれ、日本海式気候をあらわしている。

郡上市は内陸にあって、一般に飛騨気候区に近い天候をあらわすが、位山分水嶺山脈の影響を受けており、やや太平洋よりにあたるため、夏は晴天の日の多い太平洋式の海洋性温帯気候をあらわす。しかし、南北に五十数kmの長い郡上市は、冬は八幡町大瀬子を境にして、南部では数cmの積雪しかないのに、北部では1m前後という状況で、寒冷期が長く、積雪量も多く、気温の比較差の大きい、日本海型の内陸性気候区に属する。

また、本市は、西濃北部や関市に次ぐ多雨地帯であるが、それは湿気を含んだ南東の季節風が越美山脈に吹きつけるためである。

2 社会的条件

(1) 人 口

本市の住民基本台帳人口は、平成31年4月1日現在で41,592人、世帯数は15,307世帯である。国勢調査による人口の推移は次のとおりである。

平成27年の人口は42,090人であり、平成17年の人口(47,495人)と比較すると、10年間で5,405人(約11.4%)減少しており、平成22年からの5年間では2,401人(約5.4%)の減少となっている。

平成27年の世帯数は、14,610世帯で、平成22年からの5年間で12世帯の減少にとどまっております、ほぼ横ばいの状況にある。一般世帯の人員は、平成27年で約2.81人/世帯となっており、平成17年の3.14人/世帯と比較して年々減少傾向にあり、さらに核家族化が進行していることがうかがえる。

また、平成27年の国勢調査の年齢別人口は、年少人口(14歳以下人口)が5,218人(12.4%)、生産年齢人口(15歳以上64歳以下人口)が22,222人(52.9%)、老年人口(65歳以上人口)が14,604人(34.7%)となっており、全国平均(26.6%)や岐阜県平均(28.1%)と比較して老年人口割合が非常に高くなっており、経年的な変化をみると、着実に少子・高齢化が進行していることが確認できる。

高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

(2) 産 業

平成27年国勢調査の総就業者数は21,501人であり、これは総人口の約51.1%に該当する。

産業別には、第一次産業就業者数が1,413人（6.6%）、第二次産業就業者数が7,351人（34.2%）、第三次産業就業者数が12,645人（58.8%）となっている。産業大分類別の就業者の割合は、平成17年から大きな変化はみられない。

(3) 交通

本市の西側地域（高鷲・白鳥・大和・八幡・美並）を南北に縦断する東海北陸自動車道には、それぞれの地域にインターチェンジが設置され、国道・県・市道と連結した交通網を形成している。

また、東海北陸自動車道に並行して長良川鉄道が走っており、住民の足となっている。

本市の東側地域に当たる明宝・和良地域は、国道・県道に市道が連結して交通網ができており、定期バスが運行されているが、住民の足は主に自家用車に依存している。

災害時における応急対応や緊急輸送の際の道路の確保を考えると、今後とも道路網の整備が重要である。

3 郡上市の災害

本市は、急峻な山地に囲まれ、長良川をはじめいくつかの中小河川が屈曲して流れており、多数の急傾斜地、砂防指定地を抱えているなどの地形的要因から、土石流、がけ崩れ、道路の決壊、河川の氾濫など風水害の自然災害に見舞われやすい。

また、震災は大きな被害の記録はないが、直下には活断層であると推定されている長良川上流断層帯が存在する。

原因別の災害の概要と将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

(1) 水害・土砂災害

水害は、本市の地勢的条件から山間部水害が起りやすく、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流や土砂災害（特別）警戒区域に指定されている区域では大雨、集中豪雨時には警戒を要し、家屋の流埋没あるいは道路の被害等が予想される。また、近年は平成11年9月の9・15豪雨や平成16年10月の台風23号による水害、さらに平成30年7月豪雨など、集中豪雨により局所的に被災するという新たな水害の様相を呈するようになってきている。

(2) 火災

地域内においては、大正8年7月16日に川合村から出火し、八幡町へ飛火した八幡町大火などの火災が発生している。

市街地における木造家屋の密集、広大な林野など大規模な火災につながりやすい条件下にある。また、生活様式の変化などから危険物が増加し、火災の態様も多様化の傾向にある。

(3) 台風

台風のみによる直接の被害は、昭和34年の伊勢湾台風あるいは昭和36年の第二室戸台風のような大型台風が通過する場合にあっては、相当規模の被害が予想される。

(4) 雪害

本市の内、平成16年3月合併の旧和良村、旧美並村を除く地域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）による豪雪地帯に指定されている。昭和56年の56豪雪、平成14年豪雪及び平成18年豪雪時にみられたように、豪雪により局地的な雪崩、交通網の寸断、倒木

による停電の発生などの被害が予想される。

(5) 震 災

本市の過去における地震の被害としては、昭和44年の岐阜県中部地震があげられる。山崩れやがけ崩れが多発し、死傷者をだした。

また、本市域には活断層であると推定されている長良川上流断層がある。現在のところ活動度が高いとは考えられていないが、平成7年に発生した兵庫県南部地震や平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震、平成28年4月14日から発生した熊本地震については内陸型の地震であることや地形的、自然条件等が類似していること、また、断層を震源とする地震が連続して発生している状況に鑑み、本市においても、さらに震災対策を推進する必要がある。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、死者及び行方不明者が18,000人を超える大惨事となった。本市においては津波の被害は想定されないものの、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震など「超」広域災害に備える体制の整備や市民への意識啓発が急務である。

(6) 原子力

岐阜県では平成23年3月の福島第一原子力発電所事故を踏まえ、最寄りの原子力事業所(敦賀発電所)で、この事故と同様の放射性物質が放出された場合、岐阜県への影響を科学的な手法によりシミュレーションした。

平成24年9月に公表されたこの「放射性物質放出拡散シミュレーション結果」によると、太平洋高気圧に覆われ、上空の寒気の影響で飛騨南部を中心に所々で大雨となった場合、放射性物質は、概ね5 m/s以下の弱い西の風に乗り、揖斐川町北境を沿うようにゆっくり東に進み、時間10ミリ以上の降水により、郡上市などにおいて、地表に年間20ミリシーベルトを超える放射性物質(セシウム等)が沈着することが推測されている。

4 過去の災害履歴

本市における災害は、風水害によるものが主である。過去の災害履歴は資料11-6に掲げるとおりである。

第4節 地震被害想定

岐阜県は、「岐阜県東海地震等被害想定調査」（平成15年7月）、「岐阜県地震被害想定調査」（平成10年3月）、「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ作成業務報告書」（平成16年8月）、「南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（平成25年2月）、「内陸直下地震被害想定調査」（平成31年2月）などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する研究調査や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究を実施している。市は、この調査の結果を踏まえ、市地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する必要がある。

また、平成16年8月に地震調査委員会から発表された「長良川上流断層帯」は郡上市に分布しており、ひとたび活動が起きた場合は本市に未曾有の被害を及ぼす可能性があるため、万全の備えが必要である。

1 「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」による被害想定

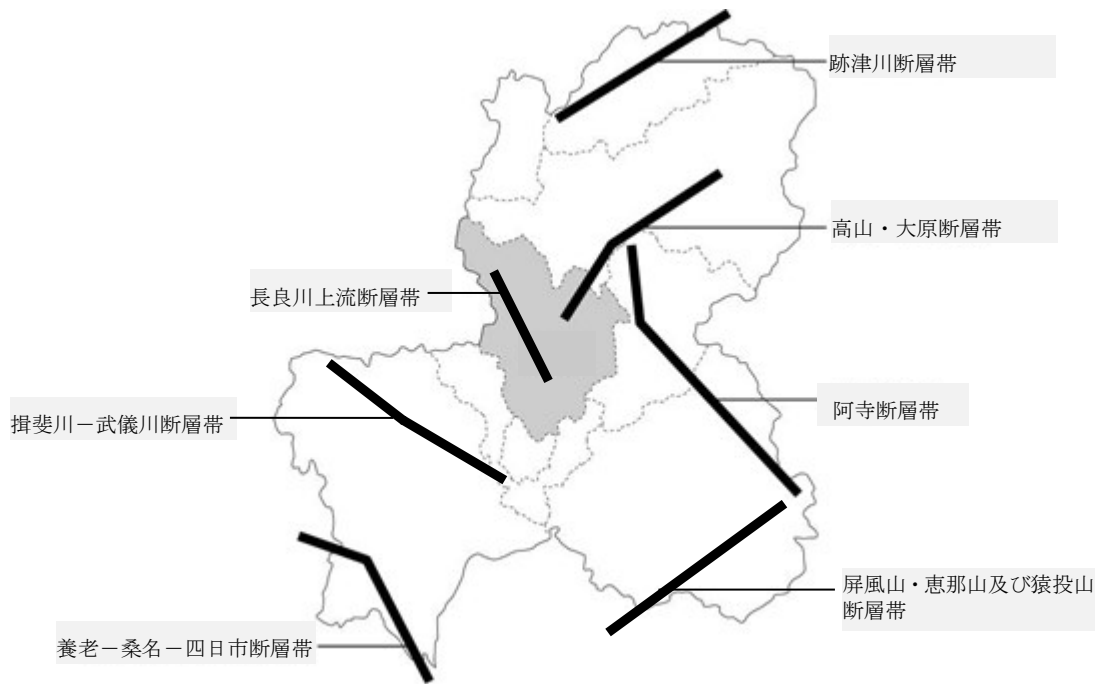
(1) 想定地震

本調査で想定した地震は、海溝型地震と内陸直下型地震である。

海溝型地震は、「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（平成25年2月）で想定した「南海トラフの巨大地震」とする。

内陸直下型地震は、「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（平成25年2月）及び「内陸直下地震被害想定調査」（平成31年2月）で対象とした「阿寺断層帯による地震（以下「阿寺断層帯地震」という。）」、「跡津川断層帯による地震（以下「跡津川断層帯地震」という。）」、「養老－桑名－四日市断層帯による地震（以下「養老－桑名－四日市断層帯地震」という。）」、「高山・大原断層帯による地震（以下「高山・大原断層帯地震」という。）」、「揖斐川－武儀川断層帯による地震（以下「揖斐川－武儀川断層帯地震」という。）」、「屏風山・恵那山及び猿投山断層帯による地震（以下「屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震」という。）」及び「長良川上流断層帯による地震（以下「長良川上流断層帯地震」という。）」の7地震である。

想定震源断層の位置



- ア 南海トラフの巨大地震
- イ 阿寺断層帯地震
- ウ 跡津川断層帯地震
- エ 養老-桑名-四日市断層帯地震
- オ 高山・大原断層帯地震
- カ 揖斐川-武儀川断層帯地震
- キ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震
- ク 長良川上流断層帯地震

(2) 想定手法

南海トラフの巨大地震は、「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（平成25年2月）の調査結果を活用する。内陸直下型地震においても、「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（平成25年2月）に使用した手法及び「内陸直下地震被害想定調査」（平成31年2月）の調査結果を用いて算定する。

(3) 想定時刻

本調査において想定する地震発生時刻は、次の3ケースである。

想定時刻	被害の特徴
冬の午前5時	建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。
冬の午後6時	火気使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。
夏の午前12時	多数の滞留者があり、自宅以外での人的被害が大きくなる。

(4) 郡上市における被害想定

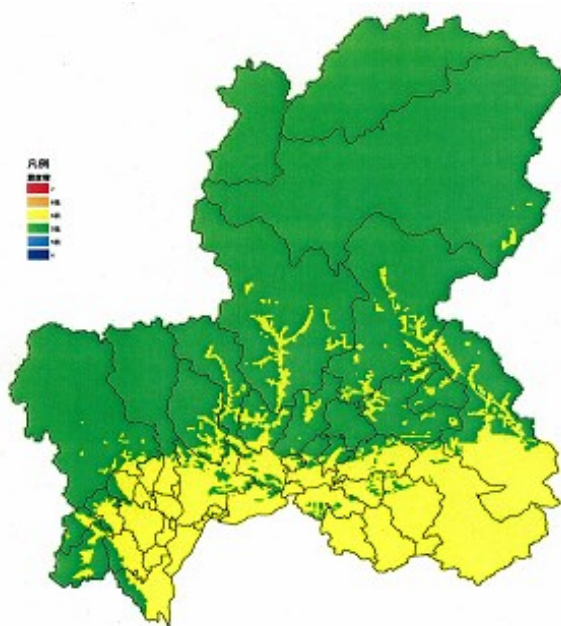
各想定地震における震度と予想被害数は、以下のとおりである。

なお、数値は人的被害は冬の午前5時、建物要件については冬の午後6時、滞留者につい

ては夏の午前12時の条件で示してある。

ア 南海トラフの巨大地震

市域全体が震度5強となり、一部震度6弱の揺れが予測される。

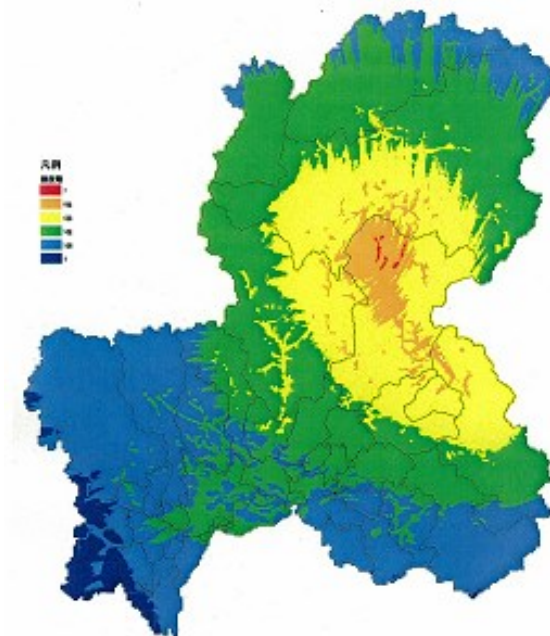


人的被害	死者数	8人
	重傷者数	14人
	軽傷者数	319人
	要救出者数	19人
避難者数		2,149人
滞留旅客		27人
帰宅困難者		—
建物被害	全壊	681棟
	半壊	2,310棟
出火件数		7件

イ 阿寺断層帯地震

① 南側震源（断層破壊が北西へ進む）

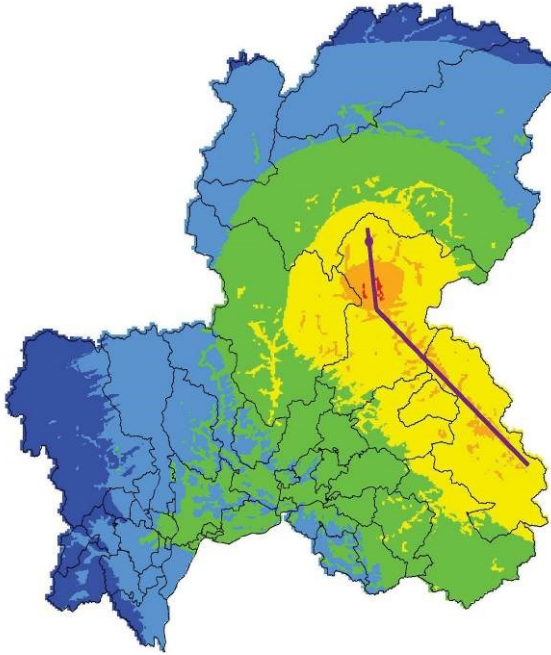
市域の7割は震度6弱、あとは震度5強の揺れが予測される。



人的被害	死者数	80人
	重傷者数	139人
	軽傷者数	1,154人
	要救出者数	184人
避難者数		4,459人
建物被害	全壊	1,386棟
	半壊	4,803棟
出火件数		12件

② 北側震源（断層破壊が南東へ進む）

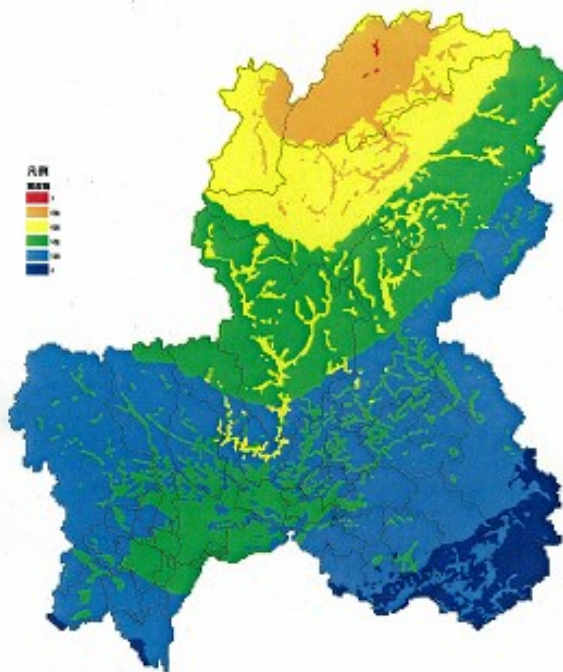
市域の7割は震度6強～6弱、あとは震度5強～5弱の揺れが予測される。



人的被害	死者数	66人
	重傷者数	114人
	軽傷者数	888人
	要救出者数	151人
避難者数		3,482人
建物被害	全壊	1,247棟
	半壊	3,951棟
出火件数		12件

ウ 跡津川断層帯地震

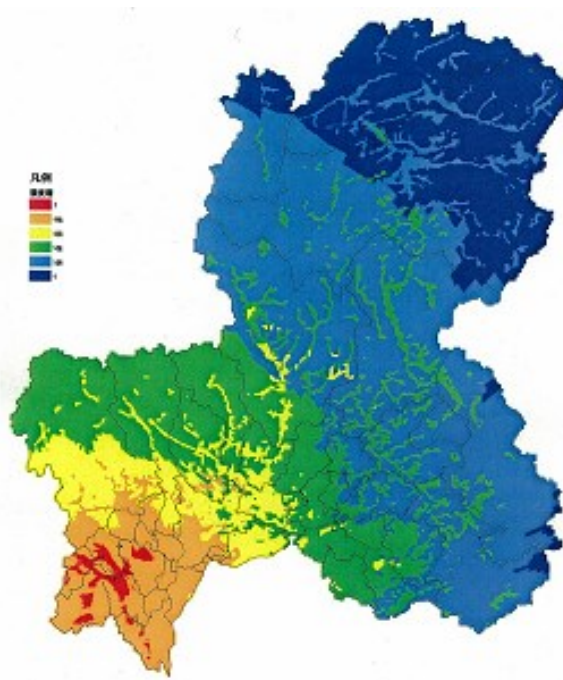
市域のほとんどに震度5強の揺れが予測される。



人的被害	死者数	53人
	重傷者数	93人
	軽傷者数	1,011人
	要救出者数	122人
避難者数		3,929人
建物被害	全壊	1,050棟
	半壊	4,599棟
出火件数		12件

エ 養老－桑名－四日市断層帯地震

市域の5割が震度5強となり、一部震度6弱の揺れが予測される。

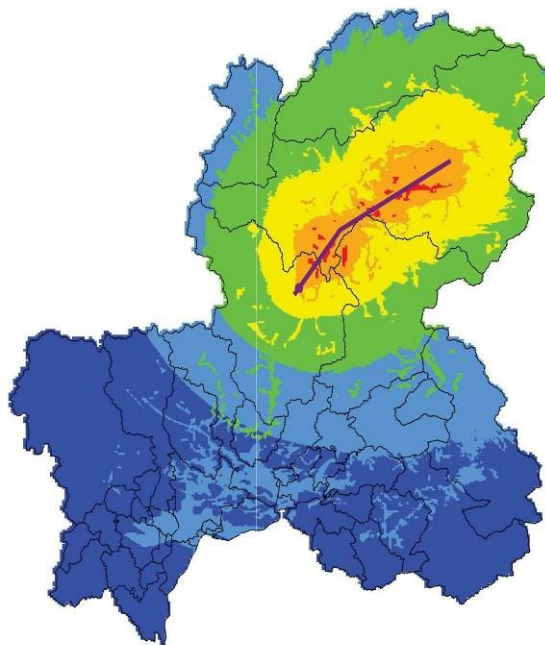


人的被害	死者数	5人
	重傷者数	8人
	軽傷者数	240人
	要救出者数	11人
避難者数		821人
建物被害	全壊	105棟
	半壊	1,180棟
出火件数		5件

オ 高山・大原断層帯地震

① 南側震源（断層破壊が北東へ進む）

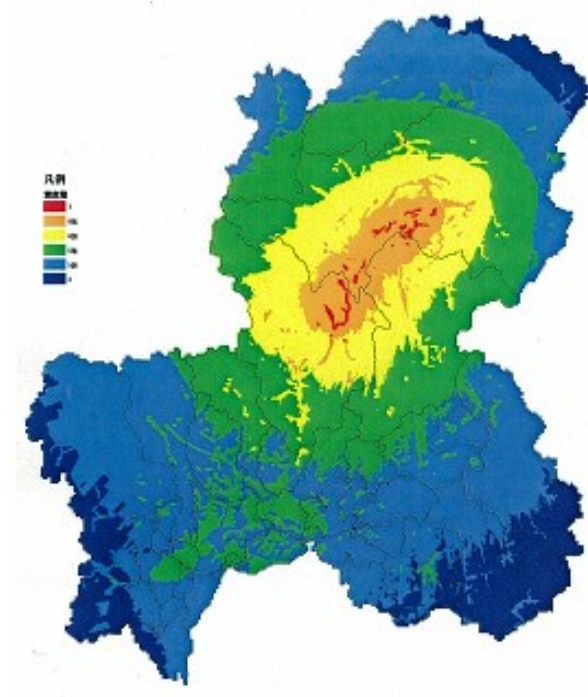
市域のほとんどに震度6弱～5強の揺れが、北東部では震度6強の揺れも予測される。



人的被害	死者数	30人
	重傷者数	51人
	軽傷者数	513人
	要救出者数	68人
避難者数		1,833人
建物被害	全壊	520棟
	半壊	2,335棟
出火件数		7件

② 北側震源（断層破壊が南西へ進む）

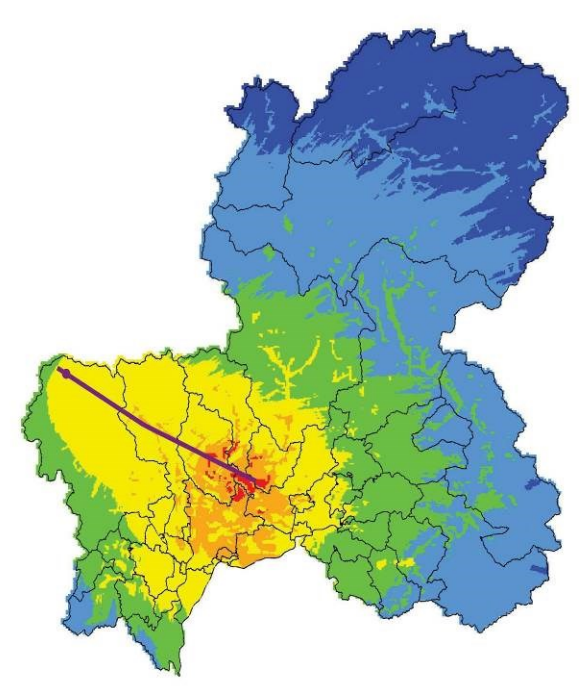
市域の8割に震度6強～6弱の揺れが、北東部では震度7の強い揺れも予測されている。



人的被害	死者数	234人
	重傷者数	405人
	軽傷者数	1,974人
	要救出者数	535人
避難者数		8,726人
建物被害	全壊	3,967棟
	半壊	6,922棟
出火件数		53件

カ 揖斐川－武儀川断層帯地震

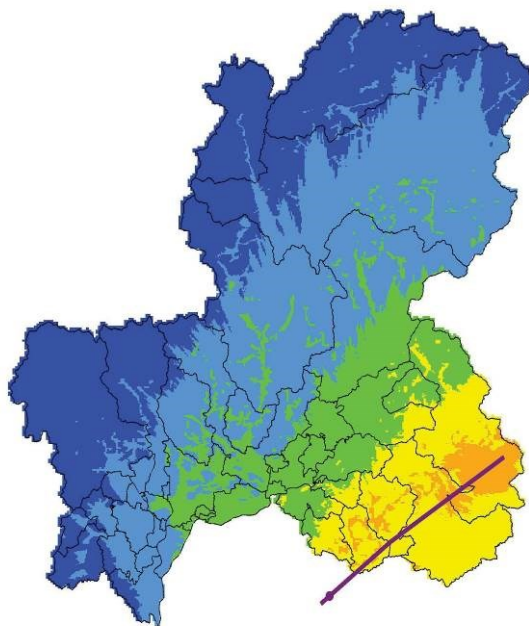
市域の6割は震度6強～6弱、あとは震度5強～5弱の揺れが予測される。



人的被害	死者数	64人
	重傷者数	110人
	軽傷者数	826人
	要救出者数	145人
避難者数		3,350人
建物被害	全壊	1,244棟
	半壊	3,716棟
出火件数		14件

キ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震

市域の6割は震度5強の揺れが、あとは5弱の揺れが予測される。

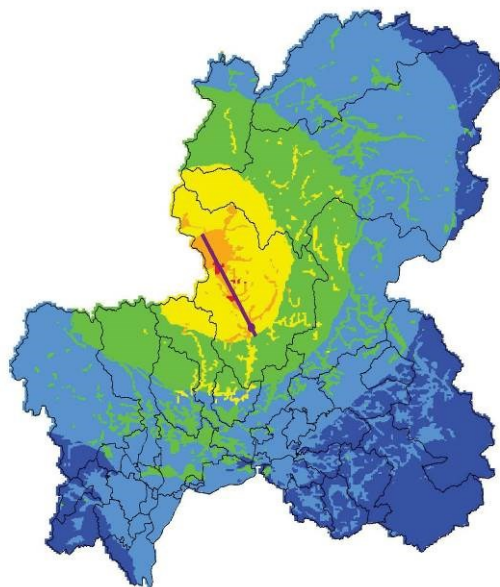


人的被害	死者数	0人
	重傷者数	0人
	軽傷者数	56人
	要救出者数	0人
避難者数		171人
建物被害	全壊	3棟
	半壊	307棟
出火件数		1件

ク 長良川上流断層帯地震

① 南側震源（断層破壊が北へ進む）

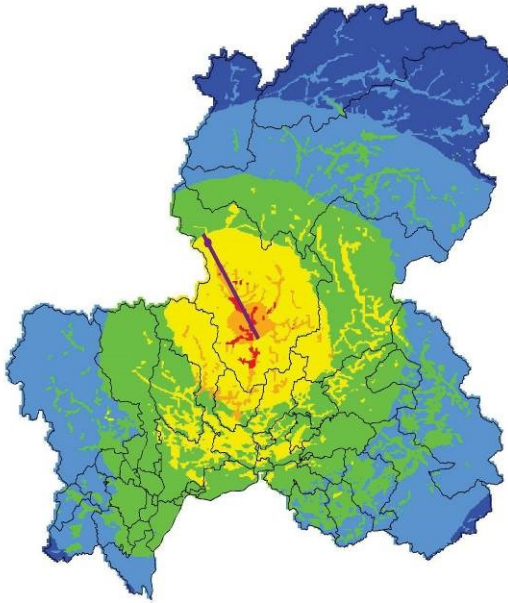
市域の2割は震度7の強い揺れが、7割は震度6強～6弱の揺れが予測される。



人的被害	死者数	508人
	重傷者数	883人
	軽傷者数	2,831人
	要救出者数	1,159人
避難者数		14,297人
建物被害	全壊	9,219棟
	半壊	8,100棟
出火件数		173件

② 北側震源（断層破壊が南へ進む）

市域の4割は震度7の強い揺れが、5割は震度6強～6弱の揺れが予測される。



人的被害	死者数	635人
	重傷者数	1,108人
	軽傷者数	3,195人
	要救出者数	1,458人
避難者数		16,926人
建物被害	全壊	11,606棟
	半壊	8,189棟
出火件数		188件

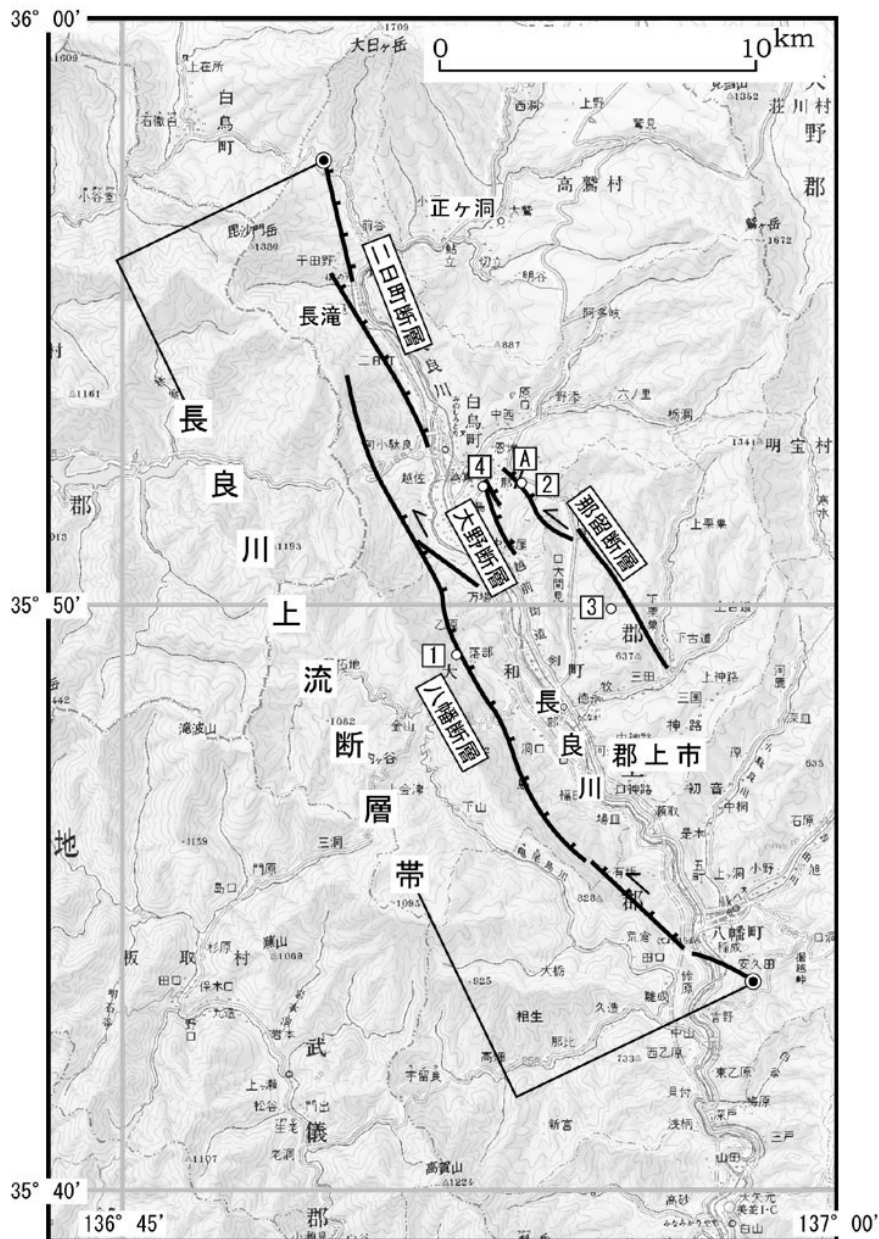
以上の結果から、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられるのは、長良川上流断層帯地震、次に高山・大原断層帯地震である。

2 長良川上流断層帯の評価結果

(1) 長良川上流断層帯の位置及び形態

長良川上流断層帯は、岐阜県郡上市に分布する断層帯で、八幡断層、二日町断層、那留断層及び大野断層から構成される。

長良川上流断層帯の位置と主な調査地点



1：落部地点 2：那留地点 3：小間見地点 4：白鳥IC付近地点

A：反射法弾性波探査測線（文献1）

●：断層帯の北端と南端

断層の位置は文献2及び3に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」を使用。

文献1 岐阜県(1997):平成8年度 地震関係基礎調査交付金 長良川上流断層帯に関する調査 成果報告書

2 活断層研究会編(1991):「新編日本の活断層—分布図と資料—」。東京大学出版会。437p。

3 中田 高・今泉俊文編(2002):「活断層詳細デジタルマップ」。東京大学出版会、DVD-ROM 2枚・60p。

(2) 長良川上流断層帯の将来の活動

ア 活動区間と活動時の地震の規模

長良川上流断層帯は、断層帯全体が1つの活動区間として同時に活動すると推定される。

断層の長さは約29kmと推定されることから、発生する地震の規模はマグニチュード7.3程度と推定され、その際、相対的に2 m程度の左横ずれ変位や西側が隆起する段差が生じる可能性がある。

イ 地震発生の可能性

長良川上流断層帯では、過去の活動履歴が求められていないため、将来における地震発生の可能性は不明である。

(3) 今後に向けて

長良川上流断層帯では、過去の活動に関してほとんど資料が得られていない。したがって、最新活動時期や平均活動間隔を特定するための資料をさらに得る必要がある。

3 災害に備える対策

地震被害想定調査で用いた被害の予測式は、過去の地震被害の事例を基にして導き出した経験式であるが、各種の地震被害に大きな影響を与える要素は、第一に地盤の揺れや液状化であり、第二にそれによって引き起こされる建物倒壊被害や火災による被害である。

地震によって生ずる被害をより少なくするには、地盤の揺れによる影響を小さくしたり、建物倒壊数や火災による被害を減らすことが重要である。

その対策として、軟弱地盤の液状化対策により地盤の強度を高め、また建物の耐震診断を実施して必要に応じて補強工事を行う等その耐震化を図らねばならない。

自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策などを施しておく必要がある。

また、火災に対しては、消防力の強化を図るとともに、延焼遮断帯の形成など地域の不燃化に努める必要がある。さらに、重要なのは、いかに早く初期消火を行うかであり、日ごろから、消火用具の準備や自主防災組織の強化など地域ぐるみの防災体制の確立が必要である。

市は、防災関係機関等と連携し、地震被害想定調査結果から地震時の災害をイメージし、具体的な対策を講じておく必要がある。

第5節 市災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、市及びその他公共機関相互の有機的連携を図るとともに、住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

1 郡上市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、郡上市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、郡上市防災会議を置く。(資料1-2「郡上市防災会議条例」参照)

2 郡上市災害警戒本部

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部を設置するに至らない災害にあつては、郡上市災害警戒本部組織をもって対処する。

3 災害対策本部の組織

災害対策基本法第23条の2に基づく郡上市災害対策本部の組織は、郡上市災害対策本部条例(資料1-3参照)並びに次に定めるところによるものとする。

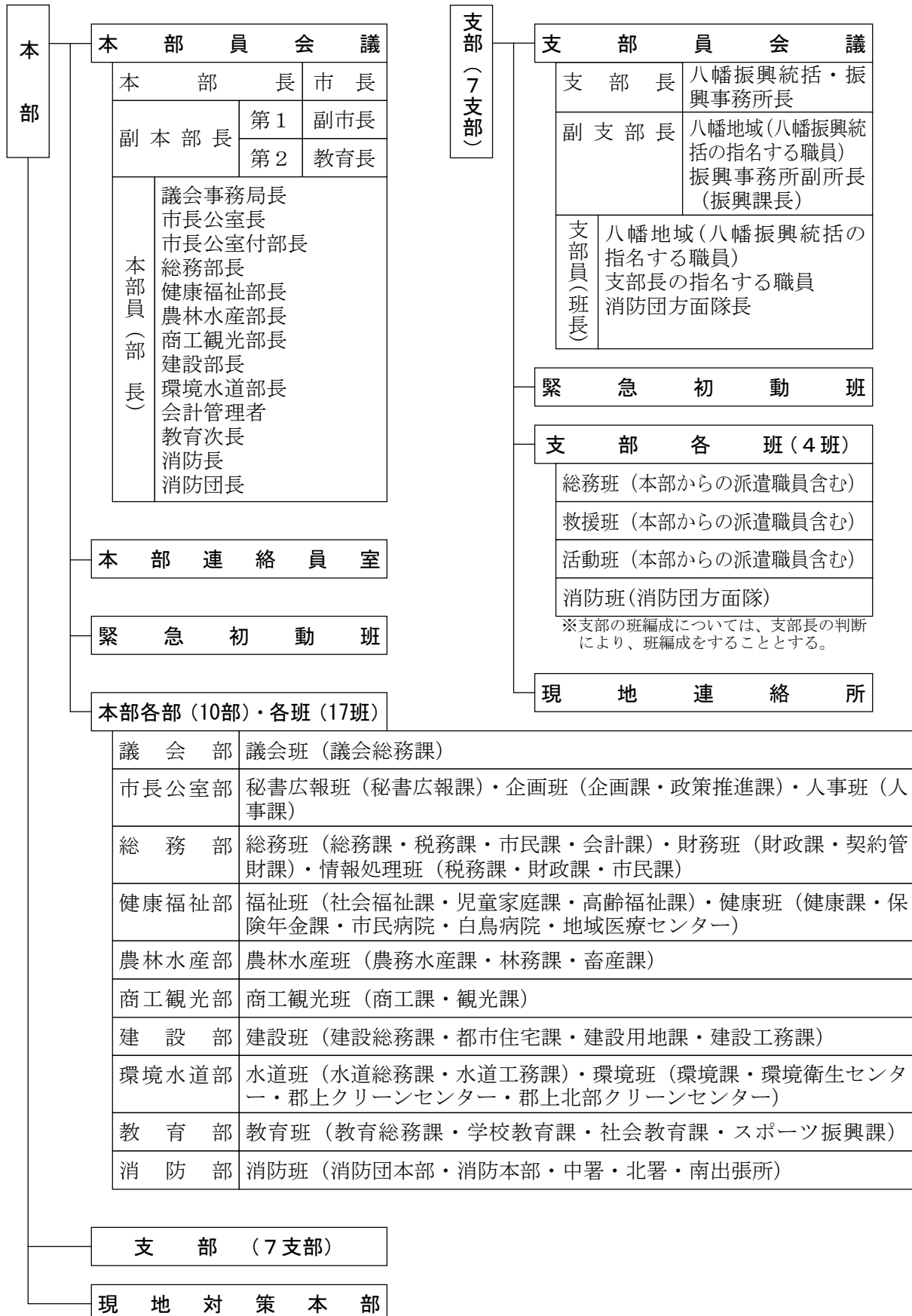
(1) 系 統

市本部の組織系統は、おおむね次のとおりとする。

市災害対策本部		名 称	位 置	区 域	現地連絡所
本 庁 内	支 部	八幡支部	郡上市役所本庁内	八幡地域一円	現地連絡所
		大和支部	大和振興事務所内	大和地域一円	
白鳥支部		白鳥振興事務所内	白鳥地域一円		
高鷲支部		高鷲振興事務所内	高鷲地域一円		
美並支部		美並振興事務所内	美並地域一円		
明宝支部		明宝振興事務所内	明宝地域一円		
和良支部		和良振興事務所内	和良地域一円		
現地災害対策本部					

(2) 編成

市本部、現地本部及び市支部の編成状況は、次のとおりである。



(3) 組織及び任務分担

各組織の任務分担等は、次によるものとする。

ア 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

イ 災害対策副本部長

災害対策副本部長（副市長・教育長）は、災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 市本部の組織及び分担任務

- (ア) 市本部に部及び班を設け、部に部長・副部長を、班に班長・副班長を置く。
- (イ) 部長は、本部長の命を受け（教育部については、災害対策基本法第23条の2第6項に規定する指示権について）部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。
- (ロ) 副部長は、部長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。
- (ハ) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。部長及び副本部長ともに事故があるときは、その属する部の班長のうち、あらかじめ部長が指名する者が、その職務を代行する。
- (ニ) 班長は、当該班の所属事項について、部長、副部長を補佐するとともに上司の命を受けて応急対策の処理に当たる。
- (ホ) 副班長は、班長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。
- (ヘ) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (ヘ) 班長の属する課等の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策に当たる。
- (コ) 本部の各部及び各班の組織・任務分担は、別表のとおりとする。

エ 市支部の組織及び分担任務

- (ア) 市支部にあつては、八幡支部は八幡防災センター、他6支部は各振興事務所に置き、振興事務所所管地域における災害応急対策の円滑な処理に当たるものとする。
- (イ) 支部長は、八幡支部は総務部次長兼八幡振興統括、他6支部は振興事務所長をもって充て、振興事務所に勤務する職員及び派遣職員は、支部員となるものとする。
- (ロ) 支部長は、支部員と協議して支部における災害対策に関する事務の円滑な処理と本部との連絡調整に当たるものとする。
- (ハ) 副支部長は、八幡支部は支部長の指名する職員、他は振興事務所副所長（振興課長）をもって充てる。
- (ニ) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるときはその職務を代行する。
- (ホ) 支部に班を設け、班に班長及び副班長を置く。
- (ヘ) 班長は、当該の所掌する応急対策の処理に当たるものとする。
- (ヘ) 副班長は、班長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。
- (コ) 副班長は、班長を補佐し班長に事故があるときはその職務を代行する。
- (コ) 班長の属する機関の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策の処理に当たるも

のとする。

(ア) 班長は必要に応じて係等の組織を置くことができる。

(イ) 支部の班別の組織・分担任務は、下表のとおりとする。ただし、支部長の判断により、組織を変更することができることとする。

班 名	◎班 長 ○副班長 ・班 員	任 務 分 担
総務班	◎振興課長 ○課長が指名する職員 ・振興課職員 ・本部からの派遣職員 ※八幡支部においては、 支部長が指名する職 員を班長とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 振興事務所内（八幡地域においては八幡町管内）における災害応急対策の円滑な処理に関する事。 2 災害情報の収集及び報告に関する事。 3 気象情報の収集に関する事。 4 避難の勧告・指示に関する事。 5 防災行政無線の管理及び運用に関する事。 6 災害時の車両の確保に関する事。 7 市有財産の被害調査及び災害対策に関する事。 8 市有車両の災害対策のための使用に関する事。 9 庁舎の災害対策に関する事。 10 振興事務所職員（八幡地域においては八幡担当4班）の動員及び配備に関する事。 11 本部との人員調整に関する事。 12 被害状況等の撮影及び記録に関する事。 13 災害関係の広報及び掲示掲載に関する事。 14 ケーブルテレビ施設の災害対策に関する事。 15 電気・通信の災害対策に関する事。 16 災害時におけるゴミ処理に関する事。 17 遺体の処理及び火葬に関する事。 18 避難所開設の協力に関する事。 19 支部の設置及び解散に関する事。 20 連絡所の設置及び解散に関する事。 21 本部、各班及び関係機関との連絡調整に関する事。 22 自治会等との連絡調整に関する事。 23 消防団方面隊との連絡調整に関する事。 24 災害時の総合窓口に関する事。 25 振興事務所（八幡地域においては八幡4班）の他の班に属さない事項に関する事。
救援班	◎支部長が指名する職員 ○班長が指名する職員 ・振興課職員（健康福祉担当） ・本部からの派遣職員 ※八幡支部においては、 支部長が指名する職 員を班長とする	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉関係施設の災害対策に関する事。 2 民生委員及び児童委員との連絡調整に関する事。 3 要配慮者等への情報提供及び避難誘導に関する事。 4 避難所の開設及び管理に関する事。 5 保育園児の避難等安全確保に関する事。 6 保育園施設等の災害対策に関する事。 7 医療関係施設の災害対策に関する事。 8 災害時における炊き出しに関する事。 9 教育関係施設の災害対策に関する事。 10 児童・生徒の避難等の対策に関する事。
活動班	◎支部長が指名する職員 ○班長が指名する職員 ・振興課職員 ・本部からの派遣職員 ※八幡支部においては、 支部長が指名する職 員を班長とする	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用主要食糧の調達に関する事。 2 農業関係の災害対策に関する事。 3 林業関係の災害対策に関する事。 4 水産業関係の災害対策に関する事。 5 商工観光業者の災害対策に関する事。 6 災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導に関する事。 7 観光施設の災害対策に関する事。 8 畜産関係の災害対策に関する事。 9 道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関する事。 10 農地、農業用施設の災害対策に関する事。 11 林道、治山施設等の災害対策に関する事。

		12 交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関する こと。 13 応急対策資材の収集及び輸送に関すること。 14 水防に関すること。 15 水道施設の災害対策に関すること。 16 下水道施設の災害対策に関すること。
消防班	◎消防団方面隊長 ○消防団副方面隊長	1 消防活動全般に関すること。 2 水防活動全般に関すること。 3 り災者の救助その他応急対策活動に関すること。 4 消防団方面隊の体制に関すること。 5 消防団方面隊の活動の把握及び指示に関すること。 6 消防団本部及び他消防団方面隊との連絡調整に関する こと。 7 被災者の捜索及び救出に関すること。 8 避難住民の誘導に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。
緊急初動班	※支部長が指名する班員	1 支部の設置準備 2 災害情報の収集及び報告に関すること。 3 本部及び関係機関との連絡調整に関すること。

オ 本部・支部員会議

(7) 本部員会議は、本部長、副本部長、各部長、会計管理者、教育次長、消防長及び消防団長をもって組織する。

(4) 支部員会議は、支部長、副支部長及び各班長、消防団方面隊長をもって組織する。

また、支部長の判断により、社会福祉施設等の長を必要に応じ、支部員に加えることとする。

(7) 災害対策本部・支部に係る災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たるものとする。

カ 総合災害対策チーム

市災害対策本部の下に総合災害対策チームを置き、部を超えての対策が必要な事項について、防災関係機関の参加を得て検討する。

また、平常時においても、市長又は副市長は各部会長に対し、部会の開催を指示することができ、指示があった場合、部会長（下表◎が付してある部長）は部会員を招集し、部会を開催するものとする。

総合災害対策チーム事務分掌一覧

部 会	事 務 分 掌	要 員
指揮総括部会	総合災害対策チームの指揮総括 他機関への要請 県との連絡調整等	◎総務部・市長公室
広報部会	災害関係の広報全般	◎市長公室・総務部
ライフライン部会	ライフラインの被害・復旧状況 の把握	◎環境水道部・建設部・総務部・ 中部電力・NTT・その他関係部
避難対策部会	住民避難状況の把握 避難所に関する連絡調整 応急仮設住宅の建設	◎総務部・健康福祉部・教育委 員会・建設部・その他関係部

ボランティア部会	ボランティアの把握・受入 ボランティア団体との連絡調整	◎健康福祉部・郡上市社会福祉協議会・その他関係部
広域応援部会	広域応援の要請 自衛隊、協定締結市、他市町村等からの応援受入調整	◎総務部・消防本部・その他関係部
食糧物資供給部会	被災者用食料、生活必需物資の確保・供給	◎農林水産部・商工観光部・教育委員会・健康福祉部
災害復旧等対策部会	土木被害・復旧状況の把握 公共施設被害・復旧状況の把握 鉄道・バスの被害復旧状況の把握 交通規制状況の把握	◎建設部・環境水道部・総務部・市長公室・その他関係部
ごみ対策部会	ごみ、し尿等の収集、運搬、処分 家屋の浸水、倒壊建物等の状況把握	◎環境水道部・総務部・建設部・その他関係部

※◎は各部会の集約を行う課（集約部）。

※なお、これはあくまでも目安であり、場合によっては、部会を追加したり、省略したりして円滑に機能するよう運用する。

キ 本部連絡員室

- (7) 連絡員室は災害対策について、各部各班及び支部との連絡調整等に当たるものとする。
- (4) 本部員会議の庶務等に関する事務の処理に当たるものとする。
- (7) 連絡員室は災害時における各機関の情報交換、連絡調整に当たるものとする。
- (5) 連絡員室に室長を置き、総務課長の職にある者とする。
- (4) 本部連絡員は総務課職員をもって充てる。

ク 現地災害対策本部

- (7) 現地災害対策本部は、市本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めるときに設置される。
- (4) 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び若干の現地災害対策本部員を置き、現地災害対策本部長は、その都度市本部長が任命し、現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の要請によりその都度、関係班の長が所属の職員から指名する。
- (7) 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- (5) 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長を補佐し、現地における災害対策の推進に当たる。
- (4) 現地災害対策本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、学校、公民館等公共の施設を利用するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とするものとする。

ケ 緊急初動班

- (7) 大規模事故等の災害時において、市本部長が必要と判断したときに、緊急初動班を設置する。
- (4) 緊急初動班の班員は、庁舎から徒歩又は自転車で20分以内の地に居住又は住所を有す

る職員とし、主に消防団員及び消防団員OBの中から、本部においては総務部長、支部においては振興事務所長（八幡地域は八幡振興統括）があらかじめ指名しておく。

(ウ) 緊急初動班員に指名された職員は、参集後直ちにあらかじめ与えられた任務に就くものとする。

コ 現地連絡所

(ア) 支部から遠隔の地である場合又は、道路通行規制等により孤立が予想される場合に支部長がその必要を認めた地域において、あらかじめ支部長が定めた施設に現地連絡所を置くものとする。

(イ) 所員は、支部長が市の職員のうちから当該地域に居住又は、住所を有する若干名の職員をあらかじめ指名し、道路通行規制の実施が予想される等の場合において派遣することができるものとする。

別表 郡上市災害対策本部の各部・各班分担任務表

部名 ●部長	班名 ●班長	分担任務
議会部 ●議会事務局長	議会班 ●議会総務課長 (議会総務課)	1 市議会議員との連絡調整に関する事。 2 災害見舞及び視察者等の対応に関する事。
市長公室部 ●市長公室長 (副部長) ●市長公室付部長	秘書広報班 ●秘書広報課長 (秘書広報課)	1 本部長の秘書に関する事。 2 被害状況等の撮影及び記録に関する事。 3 防災行政無線及びホームページによる広報に関する事。 4 報道発表及び報道機関の対応に関する事。 5 災害見舞及び視察者等の対応に関する事。 6 国際交流協会との連絡調整に関する事。
	企画班 ●企画課長 (企画課・政策推進課)	1 災害復旧計画に関する事。 2 他班の実施事項の応援に関する事。 3 公共交通機関との連絡調整及び災害対策に関する事。
	人事班 ●人事課長 (人事課)	1 災害業務従事職員の把握に関する事。 2 職員の公務災害に関する事。 3 被災職員等の災害見舞金の支給に関する事。 4 他班の実施事項の応援に関する事。
	情報班 ●情報課長 (情報課)	1 災害情報の収集及び広報に関する事。 2 ケーブルテレビ施設の災害対策に関する事。 3 電気・通信の災害対策に関する事。
総務部 ●総務部長 (副部長) ●会計管理者	総務班 ●総務課長 (総務課・税務課・市民課・会計課)	1 災害対策全般に関する事。 2 配備体制その他災害対策本部の命令、指示事項等の伝達 3 各部、各支部、県本部及び関係機関等との連絡調整に関する事。 4 気象等の伝達に関する事。 5 避難の勧告・指示に関する事。 6 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 7 災害関係文書の受理及び発送に関する事。 8 各支部との人員調整に関する事。 9 本部職員の動員及び配備に関する事。 10 被害情報のとりまとめに関する事。 11 防災行政無線の管理及び運用に関する事。 12 市以外の関係機関に対する動員の要請に関する事。 13 災害時における総合窓口に関する事。 14 固定資産等の被害調査に関する事。 15 り災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関する事。 16 災害経費の執行と物品の出納に関する事。 17 遺体の処理及び火葬に関する事。 18 在住外国人の対策に関する事。 19 り災者に対する印鑑登録手帳の再交付及び手数料の免除に関する事。

	<p>情報処理班 ●税務課長 (税務課・財政課・市民課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び報告に関する事。 2 各部・支部からの被害情報の集約、報告に関する事。 3 被害情報システムの入力・報告に関する事。 4 被害情報のとりまとめに関する事。 5 市民からの被害情報及び問合せ対応に関する事。 6 安否情報の対応、とりまとめに関する事。
	<p>財務班 ●契約管財課長 (財政課・契約管財課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算及び財政の運営に関する事。 2 災害時の輸送計画及び車両の確保に関する事。 3 市有財産の被害調査及び災害対策に関する事。 4 市有車両の災害対策のための使用に関する事。 5 庁舎の災害対策及び電源等の確保に関する事。
<p>健康福祉部 ●健康福祉部長</p>	<p>福祉班 ●社会福祉課長 (社会福祉課・児童家庭課・高齢福祉課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法全般に関する事。 2 社会福祉関係施設の災害対策に関する事。 3 社会福祉協議会、日本赤十字社等との連絡調整に関する事。 4 災害ボランティアに関する事。 5 家屋等の被害調査に関する事。 6 り災証明書の発行に関する事。 7 被災者生活再建支援に関する事。 8 災害救助物資及び義援金品の募集・受入・配分に関する事。 9 災害見舞金・災害弔慰金等の支給、災害援助資金等の貸付に関する事。 10 被災による生活困窮者に関する事。 11 要配慮者に対する支援及び避難誘導に関する事。 12 避難所の開設及び管理に関する事。 13 被災児童の保護に関する事。 14 り災者に対する保険料及び利用者負担等の減免に関する事。 15 民生委員及び児童委員との連絡調整に関する事。 16 災害時における炊き出しに関する事。 17 その他健康福祉全般の災害対策に関する事。
	<p>健康班 ●健康課長 (健康課・保険年金課・病院・地域医療センター)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医療及び助産に関する事。 2 災害対策用医薬品等の調達に関する事。 3 災害時における食品衛生に関する事。 4 災害時における感染症予防等に関する事。 5 医療機関との連絡調整及び災害対策に関する事。 6 医師会との連絡調整に関する事。 7 保健所との連絡調整に関する事。 8 保健衛生施設の災害対策に関する事。 9 り災者に対する心身ケアの相談及び診察等に関する事。 10 その他保健衛生全般の災害対策に関する事。
<p>農林水産部 ●農林水産部長</p>	<p>農林水産班 ●農務水産課長 (農務水産課・林務課・畜産課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用主要食糧の調達に関する事。 2 農業関係の災害対策に関する事。 3 林業関係の災害対策に関する事。 4 水産業関係の災害対策に関する事。 5 災害時における農業技術の指導普及に関する事。 6 被災農林水産業者に対する融資に関する事。 7 災害時における病害虫の発生予察及び防除に関する事。 8 畜産関係の災害対策に関する事。 9 被災畜産業者に対する融資に関する事。 10 農業協同組合、農業共済組合及び農事改良組合との連絡調整に関する事。 11 森林組合との連絡調整に関する事。 12 その他農林水産及び畜産業全般の災害対策に関する事。
<p>商工観光部 ●商工観光部長</p>	<p>商工観光班 ●商工課長 (商工課・観光課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光業者の災害対策に関する事。 2 被災商工観光業者の融資等に関する事。 3 災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関する事。 4 観光施設の災害対策に関する事。 5 生活必需品及び燃料等の確保に関する事。 6 商工会との連絡調整に関する事。 7 観光協会との連絡調整に関する事。 8 その他商工観光全般の災害対策に関する事。

建設部 ●建設部長	建設班 ●建設総務課長 (建設総務課・都市住宅課・建設用地課・建設工務課)	1 道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関する事。 2 農地、農業用施設の災害対策に関する事。 3 林道、治山施設等の災害対策に関する事。 4 交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関する事。 5 応急対策資材の収集及び輸送に関する事。 6 応急仮設住宅に関する事。 7 市営住宅の災害対策に関する事。 8 水防に関する事。 9 震災建築物応急危険度判定業務に関する事。 10 建設業協会及び建設業者等との連絡調整に関する事。 11 その他土木施設全般の災害対策に関する事。
環境水道部 ●環境水道部長	水道班 ●水道総務課長 (水道総務課・水道工務課)	1 上下水道施設の災害対策に関する事。 2 上下水道指定工事店・下水道維持管理業者等との連絡調整に関する事。 3 災害時の飲料水供給に関する事。 4 り災者に対する上下水道使用料の減免に関する事。 5 その他上下水道全般の災害対策に関する事。
	環境班 ●環境課長 (環境課・環境衛生センター・郡上クリーンセンター・郡上北部クリーンセンター)	1 被災地の防疫に関する事。 2 災害時における清掃及び清掃施設に関する事。 3 災害時におけるゴミ処理、廃棄物処理及びし尿処理に関する事。 4 住宅応急処置についての協力に関する事。 5 避難所開設の協力に関する事。 6 ごみ収集業者等との連絡調整に関する事。 7 災害時における環境衛生の確保に関する事。 8 災害時におけるトイレ対策に関する事。 9 り災者に対する一般廃棄物手数料の減免に関する事。 10 その他環境衛生全般の災害対策に関する事。
教育部 ●教育次長	教育班 ●教育総務課長 (教育総務課・学校教育課・社会教育課・スポーツ振興課)	1 教育関係の災害全般に関する事。 2 教育部内の連絡調整に関する事。 3 教育義援金品の配布に関する事。 4 児童・生徒の避難等の対策に関する事。 5 学校、教育施設との連絡調整及び災害対策に関する事。 6 災害時の授業その他の対策に関する事。 7 被災児童・生徒の学用品及び教科書対策に関する事。 8 教育施設の避難所の開設及び管理に関する事。 9 社会教育関係施設の災害対策に関する事。 10 文化財の災害対策に関する事。 11 スポーツ施設の災害対策に関する事。 12 学校給食センターでの炊き出しに関する事。 13 り災者に対する学校給食費の減免に関する事。 14 り災者に対する幼稚園保育料の減免に関する事。
消防部 ●消防長 ●消防団長	消防班 ●消防課長 (消防団本部・消防本部・中署・北署・南出張所)	1 消防活動全般に関する事。 2 水防活動全般に関する事。 3 り災者の救助その他応急対策活動に関する事。 4 消防本部及び消防署における体制に関する事。 5 消防団の活動の把握及び指示に関する事。 6 他消防機関との連絡調整に関する事。 7 被災者の捜索及び救出に関する事。 8 避難住民の誘導に関する事。 9 警戒区域の設定に関する事。 10 緊急消防援助隊の応援要請に関する事。
緊急初動班	※本部長が指名する班員	1 本部の設置準備 2 災害情報の収集及び報告に関する事。 3 支部及び関係機関との連絡調整に関する事。

(注)

- 1 構成は、上記機関のほか部長・支部長（八幡地域は八幡振興統括）がその必要を認めるときは、部・支部の所管区域内に所在する他の市出先機関を構成に含め、次の要領で組織

しておくものとする。

(1) 班名は、本表の班名の例により機関の名称に「班」を付する。

(2) 班長は、それぞれの現地機関の長とする。

(3) 事務分掌は、次の例による。

ア その現地機関の業務の災害対策

イ 庁舎その他財産の災害対策

2 各班は、本事務分掌によるほか余裕のあるときは、必要に応じ他班の行う事項について応援を分掌するものとする。なお、本表に明示されていない応援対策及び本表で重複する関係事項等については、連絡員室において定めるものとする。